

2018年7月「健康増進法の一部を改正する法律」が改正されました。

望まない受動喫煙を防ぐことが目的の改正です。

学校・病院（老健・介護医療院含む）・児童福祉施設等・行政機関屋内については、敷地内禁煙となります。

喫煙専用室を設けた場合のみ、当該場所で喫煙可能。

（喫煙専用室の要件については別途通知等出る予定）

上記以外の多数の者が利用する施設、旅館運送事業船舶・鉄道

（サ高住、有料老人ホーム、特養、GH等含む）については屋内禁煙となります。

ただし、喫煙専用室内、旅館、ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は適用除外となり、喫煙可能となります。

サ高住も「人の居住の用に供する場所」はプラベート空間となり適用除外となります。

個室（1人、夫婦、家族の入居部屋）については適用除外ですが、多床室などは喫煙不可です。

（一般の住宅は、建物全体が除外予定）

また、学校、病院、児童福祉施設等は、敷地内禁煙になるため

病院や児童福祉施設と同一敷地内にサ高住がある場合の解釈を政令で定めるところです。

同一敷地内でもエリアの分けが可能な場合やサ高住の方のみの利用であれば、

サ高住も建物外では喫煙可能であり、屋外の喫煙場所やベランダでの喫煙も可能になるようです。

同じ建物（病院とサ高住・保育所とサ高住）の場合は、サ高住フロア・エリアのみが対象に

なり敷地内は、禁煙とみなされる政令がでるようです。（年度内）

※法律施行2020年4月です。政令は、年度内に交布予定です。

参考

健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号） 概要

厚労省：受動喫煙対策

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

■職場の受動喫煙防止対策として助成金等支援制度があります。

中小企業むけの喫煙所を設置するための助成金（来年継続予定）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

中小企業経営強化税制：助成金の上乗せ控除

（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5434.htm>

御不明な点がございましたらサ住協事務局までご連絡くださいませ。